

岩手県告示第353号

令和5年6月20日付岩手県報第12306号登載保安林予定森林（令和5年岩手県告示第330号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和5年7月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 保安林予定森林に係る通知の要旨
  - (1) 保安林予定森林の所在場所 久慈市夏井町夏井第4地割80の1
  - (2) 所在が不分明である通知の相手方 増田重雄
- 2 通知の内容を掲示した場所 久慈市役所